

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年2月17日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 鎌田基志

平成15年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（高松市私立幼稚園連合会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
高松市私立幼稚園 連 合 会	平成14年度に執行した出納 その他の事務	平成15年11月4日から 平成16年1月8日まで

(2) 監査の方法

平成14年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している教育委員会教育部学校教育課等から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 高松市私立幼稚園連合会の概要

ア 設置目的

高松市内の私立幼稚園相互の提携・協力によって、私立幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市西宝町二丁目6番40号

ウ 組織（平成15年3月31日現在）

役員は11人で、その内訳は会長1人、副会長2人、理事6人および監事2人である。

エ 実施事業

- (ア) 幼稚園教育に関する調査研究
- (イ) 教職員の資質向上と待遇の改善
- (ウ) 幼稚園経営に関する協議
- (エ) 関係諸団体との連絡協議
- (オ) その他目的を達成するために必要な事業

オ 高松市からの助成状況

平成14年度補助金（実績）

3,200,000円

カ 収支の状況

平成14年度高松市私立幼稚園連合会会計決算書

収入の部

（単位 円）

科 目	予算額（A）	決算額（B）	差異（A - B）
会 費	4,407,000	4,505,400	98,400
高 松 市 補 助 金	3,200,000	3,200,000	0
雑 収 入	10,000	227,065	217,065
前 年 度 繰 越 金	403,848	403,848	0
合 計	8,020,848	8,336,313	315,465

支出の部

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差異 (A - B)
負 担 金	3,507,000	3,557,400	50,400
(1)全日本私立幼稚園連合会費	775,000	773,200	1,800
(2)香川県私立幼稚園連盟会費	2,589,000	2,641,200	52,200
(3)香川県同和教育研究会費	143,000	143,000	0
研 修 費	2,750,000	1,882,877	867,123
(1) 大 会 開 催 費	500,000	270,560	229,440
(2) 講 習 講 演 費	250,000	166,667	83,333
(3) 各 種 研 究 補 助	2,000,000	1,445,650	554,350
旅 費	50,000	92,000	42,000
教 職 員 健 康 診 断 費	1,100,000	1,122,000	22,000
会 議 費	20,000	5,570	14,430
事 務 通 信 費	20,000	40,356	20,356
印 刷 費	20,000	16,695	3,305
渉 外 費	30,000	0	30,000
慶 弔 費	0	10,000	10,000
雑 費	23,848	28,030	4,182
連 合 会 事 務 所 費	500,000	852,728	352,728
合 計	8,020,848	7,607,656	413,192

収入額合計と支出額合計の差 728,657 円は、翌年度に繰り越している。

(4) 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査委員の意見を付するものです。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

出納事務のより適正な執行を図るため、今後、日常の会計事務において、決裁責任の所在を明確にすることなどにより、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

第2 前回までの財政援助団体監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 財団法人高松市水道サービス公社（以下「公社」という。）の会計事務の処理に関する会計規程を整備すべきもの

(1) 改善を要する事項

公社は、会計規程を定めていないので、会計処理の原則および手続に関する規程を整備されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月9日）

公社会計規程を制定し、平成15年4月1日から施行した。

（財団法人高松市水道サービス公社）

2 公社における文書の管理等に関する文書取扱規程を整備すべきもの

(1) 改善を要する事項

公社は、文書取扱規程を定めていないので、文書の管理、備え付けの帳簿等の取扱いに関する規程を整備されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月9日）

公社文書規程を制定し、平成15年4月1日から施行した。

（財団法人高松市水道サービス公社）

3 公社の役職員の出張に関する職員旅費規程を整備すべきもの

(1) 改善を要する事項

公社は、職員旅費規程を定めていないので、役職員が出張した場合に支給する旅費の算定に関する規程を整備されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月9日）

公社旅費支給規程を制定し、平成15年4月1日から施行した。

（財団法人高松市水道サービス公社）

4 会社の職員に対する被服の貸与に関する規程を整備すべきもの

(1) 改善を要する事項

会社は、職員に被服を貸与しているが、その貸与規程を定めていないので、貸与する職員の範囲、被服の種類、数量、貸与期間等に関する規程を整備されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年4月9日）

会社被服貸与規程および検針員被服貸与規程を制定し、平成15年4月1日から施行した。

（財団法人高松市水道サービス公社）

5 財団法人高松市花と緑の協会（以下「協会」という。）に業務を委託している公園施設管理運営等の状況報告書の様式を改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

協会に業務を委託している高松市立仏生山公園の施設管理運営および管理運営ならびに花壇および公園樹木の維持管理の状況については、毎月、市に報告することを、それぞれの契約書で定めているが、協会から提出された状況報告書の内容は、予算の執行状況だけを示すものであり、管理運営の状況を表したものはなっていないので、今後、業務の履行状況等、管理運営の実態が分かる内容に改善されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年1月16日）

管理運営等の状況報告書については、事業の執行状況等が分かる内容に改善するよう協会に指導し、平成15年10月分の報告書からは、改善したものを提出させた。

（都市開発部公園緑地課）